

# 第 61 期 定時株主総会 招集ご通知

## 日 時

2024年3月27日（水曜日）午前10時

## 場 所

東京都千代田区九段北四丁目2番25号  
アルカディア市ヶ谷（私学会館）5階 穂高

## 議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役9名選任の件  
第3号議案 役員賞与支給の件

会社法に基づき、電子提供措置事項についてウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主に限り、書面でお送りすることとなっておりますが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

次回以降も、書面での資料の送付を希望される株主様で、書面交付請求をお済ませでない方は、基準日（12月31日）までに書面交付請求を行っていただきますようお願い申し上げます。書面交付請求の行使方法等につきましては、当社株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）又はお取引証券会社までお問い合わせください。

証券コード 7963  
(発送日) 2024年3月11日  
(電子提供措置の開始日) 2024年3月4日

株 主 の 皆 様 へ

東京都千代田区四番町7番地  
**興研株式会社**  
代表取締役社長 村 川 勉

## 第61期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置を取っており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.koken-ltd.co.jp/ir/stock/meeting.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、以下の各ウェブサイトにも掲載しております。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7963/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記東証ウェブサイトの「銘柄名（会社名）」に「興研」又は「コード」に「7963」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合はインターネット又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において賛否を入力されるか、議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、いずれかの方法により、2024年3月26日（火曜日）午後5時10分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年3月27日（水曜日）午前10時

2. 場 所 東京都千代田区九段北四丁目2番25号  
アルカディア市ヶ谷（私学会館）5階 穂高  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第61期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算  
書類監査結果報告の件
2. 第61期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）  
計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役9名選任の件  
第3号議案 役員賞与支給の件

### 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示が無い場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、受付開始時刻は午前9時を予定しております。
  - ◎ 会社法に基づき、電子提供措置事項について前記の各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなっておりますが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
  - ◎ 電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
    - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
    - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
    - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
  - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記の【当社ウェブサイト】、【株主総会資料 掲載ウェブサイト】、【東京証券取引所ウェブサイト】において、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### インターネットで議決権 を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年3月26日（火曜日）  
午後5時10分入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権 を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年3月26日（火曜日）  
午後5時10分到着分まで



### 株主総会に ご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2024年3月27日（水曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書  
興研株式会社  
株主総会日 議決権の数 XXX 票  
XXXXXXXXXX日

議決権行使書用紙の住所様式表  
議決権の数 XXX 票

1: \_\_\_\_\_  
2: \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

ログイン用QRコード  
見本  
XXXXXXXX-XXXX-XXXX  
XXXXXXXX  
XXXXXXXX  
興研株式会社

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1・3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

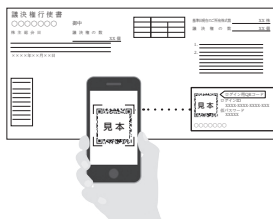
※議決権行使書用紙はイメージです。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

# 第61期 事業報告

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

招集  
通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考  
書類

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2023年1～12月）は、社会経済活動の正常化により国内景気は緩やかな回復が続く一方で、国際情勢はさらに悪化、世界的な金融引き締めに伴う金融資本市場の変動による影響や複合的な物価上昇などにより、先行きリスクが高い状況が続きました。

こうした経営環境の中、マスク関連事業については、国内製造業の業績の回復に伴い産業用マスクの販売は堅調に推移、感染対策用マスクの販売は患者数に連動し総じて減少しました。また、環境関連事業においては、半導体分野における生産調整等の影響を受けオープンクリーンシステム「KOACH」の大型機種<sup>コ ー チ</sup>の受注・納品の先送りが続きました。

これらにより当連結会計年度における事業全体の売上高は、期初計画には至らずほぼ前年度並みの105億87百万円（前連結会計年度比0.2%減）となりました。

利益については、原材料価格や物流コスト等の上昇に対してグループ全体で経費節減や製造技術の改善による原価率の低減に取り組んだ結果、期初計画を上回ることができましたが、コストアップを完全にカバーするには至らず、営業利益10億7百万円（同14.9%減）、経常利益9億79百万円（同15.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益7億1百万円（同15.8%減）となりました。

セグメント別の業績の概要は、以下の通りです。

（マスク関連事業）

産業用マスクの販売は、産業活動の改善に伴いベース売上がコロナ禍前の水準までほぼ回復したことに加え、新たな溶接規制への対応が求められる事業現場へのサポート

営業（情報提供、フィットテスト、最適マスクの紹介など）が好評を得て売上増に寄与しました。一方、感染対策用マスクの販売数は、コロナ第8波の受注残分を5月に完納後、一時平時の水準並みに落ち着きましたが、第9波の発生で再び増加傾向を示し推移しました。

以上から当事業全体の売上高は92億73百万円（前連結会計年度比2.5%増）となりました。

#### （環境関連事業）

オープンクリーンシステム「KOACH」については、半導体産業の停滞の影響を通期で受ける結果となりました。中小型機種の販売は底堅く前年並みに推移したものの、大型機種の受注・納品の先送りが続いたため、当事業全体としての売上高は9億68百万円（前連結会計年度比22.7%減）となりました。

半導体関連企業の進出・大型投資が続く九州地区においては、産学連携の中核である熊本大学の半導体分野教育・研究施設への大型機種納入に続き、2023年9月には「KOACH熊本ショールーム」を新設し、九州地区における営業活動を強化しており、半導体関連企業からの投資検討、相談案件数は増加傾向にあります。

#### （その他事業）

内視鏡洗浄消毒装置「鏡内侍ⅡG」は着実に販売数を増やし、当事業全体の売上高は3億45百万円（前連結会計年度比12.9%増）となりました。



## セグメント別売上高

区 分	第60期 (2022年12月期)		第61期 (2023年12月期)		前連結会計 年度比
	金 額	構成比	金 額	構成比	
	千円	%	千円	%	千円
防 じ ん マ ス ク	5,590,357	52.7	5,247,350	49.6	△343,006
防 毒 マ ス ク	1,948,907	18.4	2,575,115	24.3	626,208
防じんマスク・防毒マスク 関 連 そ の 他 製 品	1,506,790	14.2	1,451,132	13.7	△55,657
マスク関連事業 計	9,046,055	85.3	9,273,599	87.6	227,544
環 境 関 連 事 業	1,252,130	11.8	968,182	9.1	△283,947
そ の 他 事 業	305,958	2.9	345,344	3.3	39,386
合 計 (上記のうち輸出分)	10,604,143 (175,384)	100.0 (1.7)	10,587,126 (202,402)	100.0 (1.9)	△17,017 (27,017)

## ② 海外生産子会社「SIAM KOKEN LTD.」の状況

使い捨て式防じんマスクの米国検定等を取得し、海外生産拠点として2015年6月より生産を行っております。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対策用マスクの需要増に対しては、速やかに増産体制を敷き、日本への供給量を拡大しました。

## ③ 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額（無形固定資産を含む）は1億99百万円で、その主たるものは次のとおりであります。

- テクノヤード製造装置 70百万円
- 労働安全衛生保護具等金型 45百万円
- 販売促進用デモ機 23百万円
- テクノヤード器具備品 10百万円

#### ④ 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と極度額31億円の当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

### (2) 財産及び損益の状況

#### ①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第58期 2020年12月期	第59期 2021年12月期	第60期 2022年12月期	第61期 (当連結会計年度) 2023年12月期
売 上 高(千円)	10,152,040	10,203,319	10,604,143	10,587,126
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	837,662	862,372	833,112	701,125
1株当たり当期純利益	167円34銭	172円27銭	167円85銭	141円89銭
純 資 産(千円)	10,465,670	11,113,114	11,818,745	12,352,350
総 資 産(千円)	19,004,153	19,600,131	20,568,000	20,817,046
1株当たり純資産額	2,090円67銭	2,220円1銭	2,392円1銭	2,499円9銭

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数で親会社株主に帰属する当期純利益を除いたものであります。
3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式を控除して計算しております。
4. 株主資本において自己株式として計上されている「株式給付信託（BBT）」及び「株式給付信託（J-E SOP）」に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第58期 2020年12月期	第59期 2021年12月期	第60期 2022年12月期	第61期 (当事業年度) 2023年12月期
売 上 高(千円)	9,827,767	10,160,423	10,604,143	10,587,126
当 期 純 利 益(千円)	646,751	799,376	801,848	676,565
1株当たり当期純利益	129円20銭	159円69銭	161円55銭	136円92銭
純 資 産(千円)	10,300,281	10,892,610	11,441,889	11,903,976
総 資 産(千円)	18,763,582	19,320,928	20,103,596	20,275,924
1株当たり純資産額	2,057円63銭	2,175円96銭	2,315円73銭	2,408円38銭

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数で当期純利益を除いたものであります。  
 3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式を控除して計算しております。  
 4. 株主資本において自己株式として計上されている「株式給付信託（BBT）」及び「株式給付信託（J-E SOP）」に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
SIAM KOKEN LTD.	150,000千バーツ	100.00%	使い捨て式 防じんマスクの 製造・販売

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、企業価値の更なる向上と持続的な発展・成長を実現するため、経営理念「人を育てる」「技術を育てる」「クリーン、ヘルス、セーフティの分野で新市場を育てる」を基に、それぞれの継続的課題に取り組んでおります。

##### ① 人を育てる

社員の生きがいと企業の存続を両立させてこそ企業としての存在価値があり、また社員の幸福や生きがいは、雇用された社員の尊厳が、企業の活動の中にも存在していることが重要との考えに立ち設計された人事管理制度「興研トータル人事システムHOPES」を20年以上に亘って運用し、人材育成を続けています。

この「HOPES」は、専門能力、業務実績達成能力、管理能力をそれぞれ別の能力と捉えて、社員一人ひとりを3つの角度（3軸）で独立して評価・運用した多様性を受容する人事システムで、年齢、性別、勤続年数を問わず活躍の場が与えられ、常に意欲のある人材を適所に登用しております。また、専門知識・能力向上を図る社内研修プログラムを確立し、職分に応じて計画的、効果的に能力開発を進めております。

##### ② 技術を育てる

創業以来、守り続けてきた「他社に追随しない」「徹底的に研究する」という研究開発の理念を技術開発員一人ひとりに徹底・浸透させるため、技術専門能力の向上を評価するマイスター制度や技術開発員と取締役全員が参加する月例研究発表会といった独自の仕組みを継続、運用しています。

技術開発員は、基礎研究所、開発部、ディビジョン、テクノヤードに配属され、それぞれ自由で独創的な技術開発と社会に有用な発展的応用を目指した研究開発に注力しています。

また、開発テーマごとに、プロジェクトチームを編成して開発に当たる「マトリクス型」の研究開発体制を敷いております。

これらの取り組みによって、オンリーワン、ナンバーワン製品が次々と生まれ、知的財産権も多数保有するに至っております。今後も知的財産を質・量ともに向上させ、活用することを最重要課題として取り組んでまいります。

技術開発拠点である「先進技術センター」は、技術開発員が集結して英知を交わり、「技術を育てる」能力の向上に大きく寄与する施設であります。当センターを社外の諸機

関・企業との連携や共同研究を推進する拠点としてそのプレゼンスを高めるべく注力してまいります。

### ③ クリーン、ヘルス、セーフティの分野で新市場を育てる

「クリーン、ヘルス、セーフティ」という3つの分野に特化し、当社グループの独自技術を進化発展させながら、“世の中になかった製品”“真に役立つ製品”を開発、販売することで、新しい市場を創造し、社会に貢献する企業として持続的成長を目指します。

#### <クリーン>

技術の進展に伴う、市場の更なる高品質化への要求に対し、従来のクリーンデバイスの技術では対応能力に限界が顕れてきております。近時においては、規格上の最高レベル清浄度である「ISOクラス1」を求める顧客が半導体分野を中心に増加しております。

その「ISOクラス1」を確実に実現できるオープンクリーンシステム「KOACH」を普及させることを通して、クリーン市場における様々な課題解決に貢献してまいります。

#### <ヘルス>

コロナ禍において、その圧倒的な感染対策機能が医療機関を中心に高く評価された感染対策用N95マスク「ハイラック350型」の市場シェアの更なる拡大を図ります。また、飛沫感染抑制マスク「ハイラックうつさんぞ」をはじめとする高機能の感染対策用製品の拡販にも努めてまいります。

内視鏡室に「検査」「作業」「スペース」の3つのゆとりを与え、患者にとっても安全安心な検査を提供できる内視鏡洗浄消毒装置「鏡内侍ⅡG」の普及にも努めます。

#### <セーフティ>

高い市場シェアを誇る産業現場において、労働者を守る安全で快適な電動ファン付き呼吸用保護具「プレスリンク」シリーズやフィット性に優れる使い捨て式防じんマスク「ハイラック」シリーズなど、安心してご使用いただける、使って喜ばれるマスクの開発に今後も注力してまいります。

また、自然災害や火災に加え、近年では原発事故、化学災害、テロ災害等に対する備えが重視される社会環境にあります。こうした災害時に使用する個人防護具については、備蓄並びに装着訓練などの備えの重要性を啓発しつつ、安全対策市場の裾野拡大に努めます。

今後の経営環境は、依然として厳しい状況が続くと予想されます。このような状況の中で、当社グループが現在優先的に取り組んでおります事項は以下のとおりです。

・新規事業の育成・拡大について

当社グループはオープンクリーンシステム「KOACH」を中心とした環境関連事業の成長・拡大に向けた取り組みを推進しております。

今後も経営資源を積極投入し、当事業をマスク関連事業に次ぐ第2の柱に育ててまいります。

・厚生労働省が進める法令・規則改正への対応について

現在、厚生労働省が進める粉じん現場や溶接現場及び有害ガス発生現場等における法令及び規則改正に対して、産業用マスクのトップメーカーとしてより安全性が高く、使い易い製品の開発・供給を図るとともに、事業現場への情報伝達、作業教育などを継続して行い、市場からの安全対策の要求に対応してまいります。

・原材料価格の高止まりへの対応について

世界的なインフレ率の上昇、地政学リスクの高まりにより、原材料コストや物流価格等が高止まりしており、引き続き当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

こうした中、当社グループにおいては、その影響を最小限に抑えるため、生産技術の向上による生産効率の改善並びに経費削減などのコスト対策を継続的に行っております。

**(5) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)**

当社グループは、防じんマスク、防毒マスクなどの労働安全衛生保護具及び環境関連機器・設備の製造、販売を行っております。

**(6) 主要な事業所及び工場 (2023年12月31日現在)****① 当社**

本社	東京都千代田区四番町7番地
狭山テクノヤード	埼玉県狭山市広瀬台2-15-33
群馬テクノヤード	群馬県みどり市笠懸町久宮381-1
所沢テクノヤード	埼玉県所沢市城858-1
中井テクノヤード	神奈川県足柄上郡中井町井ノ口2442-12
嵐山テクノヤード	埼玉県比企郡嵐山町花見台3-3
先進技術センター	埼玉県飯能市茜台3-10-1
埼玉配送センター	埼玉県比企郡嵐山町花見台3-3

**② 連結子会社**

SIAM KOKEN LTD.	タイ王国チョンブリ県
-----------------	------------

(7) 従業員の状況 (2023年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数 287名 (前連結会計年度末比20名減)

(注) 同一の従業員が複数の事業に従事しているため、セグメントに関連付けての記載は行っておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
236名	4名増	41歳3ヶ月	16年3ヶ月

(注) 従業員数には、嘱託・パートの195名は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在)

借入先	借入残高
	千円
株式会社みずほ銀行	2,708,400
株式会社りそな銀行	1,631,480
株式会社三菱UFJ銀行	1,018,560
株式会社日本政策投資銀行	630,560

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。



## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2023年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数 5,104,003株  
(自己株式74,068株を含む)
- ③ 株主数 2,934名  
(前事業年度末比140名減)
- ④ 単元株式数 100株
- ⑤ 大株主（上位10名）

株主名	持株数 株	持株比率 %
公益財団法人酒井CHS振興財団	600,000	11.93
酒井眞一	591,000	11.75
酒井宏之	559,400	11.12
株式会社りそな銀行	244,300	4.86
酒井香織	229,600	4.56
酒井理絵	229,600	4.56
株式会社みずほ銀行	227,900	4.53
久保井美帆	226,000	4.49
山中春名	226,000	4.49
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	109,300	2.17

(注) 持株比率は自己株式（74,068株）を控除して計算しております。なお、自己株式（74,068株）には、「株式給付信託（BBT）」及び「株式給付信託（J-E SOP）」が保有する当社株式（87,200株）は含んでおりません。

- ⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
該当事項はありません。

## (2) 会社役員の状況

### ① 取締役及び監査役の状況（2023年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	酒井 眞一	
代表取締役社長	村川 勉	技術本部担当
代表取締役副社長	堀口 展也	製造本部担当 SIAM KOKEN LTD. 取締役社長
専務取締役	村松 光二	マーケティング本部担当
専務取締役	田中文和	営業本部担当
常務取締役	井端 秀明	管理本部担当
取締役	長坂 利明	経理部長
取締役相談役	酒井 宏之	
取締役	櫻井 しのぶ	三重大学 名誉教授 順天堂大学大学院医療看護学研究科 教授
常勤監査役	秋山 俊雄	
常勤監査役	伊藤 善博	
監査役	階戸 照雄	日本大学大学院総合社会情報研究科 特任教授
監査役	白 日光	さくら共同法律事務所 パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役櫻井しのぶ氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役階戸照雄氏及び監査役白日光氏は、社外監査役であります。  
3. 当社は、社外取締役及び社外監査役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同証券取引所に届け出ております。

4. 監査役の財務及び会計に関する相当程度の知見については以下のとおりです。

- ・ 監査役階戸照雄氏は、米国公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・ 監査役白日光氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## ③ 取締役及び監査役の報酬等

### ア. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会の決議により取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

取締役の報酬は、基礎となる定額の「基本報酬」（固定報酬）、各期の成績による「業績連動報酬」（賞与）、「株式報酬」及び「退職慰労金」で構成されております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### a. 基本方針

当社は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

#### b. 基本報酬に関する方針

基本報酬は月例の金銭報酬（固定報酬）とし、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内において、役位、職責、当社の業績、従業員給与の水準のほか、他社水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

#### c. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬は事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した金銭報酬（賞与）とし、各取締役の経営への貢献度に加え、当社グループの目標とする経営指標である連結営業利益に一定率を乗じた額を原資と

し、基本報酬の割合に応じて個別に算出された額とし、その総額について株主総会の決議を経て、一定の時期に支給しております。なお、連結営業利益を当報酬の原資に係る指標といたしましたのは、連結営業利益が会社業績を的確に表し、経営上の成績を計る客観的な指標であると総合的に判断しているためであります。

d. 非金銭報酬等に関する方針

株式報酬は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主と共有することで、継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としております。2016年3月29日開催の第53期定時株主総会にて決議された範囲内において、各事業年度、役員株式給付規程に基づき、ポイントを付与しております。なお、同ポイントは1ポイント当たり当社普通株式1株に換算し、取締役退任時に株式給付しております。

e. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

退職慰労金は、役員退職慰労金内規に定める基準に基づき、相当額の金銭を株主総会の決議を経て、一定の時期に支給しております。

監査役の報酬については、独立性の確保の観点から、固定報酬、退職慰労金のみとしており、報酬額は、常勤、非常勤別に監査役の職務と責任に応じ、監査役の協議により監査役会で決定しております。

f. 報酬等の割合に関する方針

業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の方針は定めておりません。

g. 報酬等の決定の委任に関する事項

各取締役の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役会長酒井眞一、代表取締役社長村川勉及び代表取締役副社長堀口展也がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当業務の貢献度を踏まえた賞与の評価配分とするものとしております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、株式報酬については、取締役会で取締役個別の割当株式数を決議しております。また、各報酬は、株主総会決議の範囲内で支給しております。

イ. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	役員 の 員数 (人)	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			
			基本報酬 (固定報酬)	業績連 動報酬 (賞与)	株式報酬	退職慰労金
取締役 (うち社外取締役)	9 (1)	244,818 (8,000)	160,800 (6,000)	46,400 (1,200)	4,218 (-)	33,400 (800)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	37,600 (13,400)	33,600 (12,000)	-	-	4,000 (1,400)
合計 (うち社外役員)	13 (3)	282,418 (21,400)	194,400 (18,000)	46,400 (1,200)	4,218 (-)	37,400 (2,200)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬（賞与）の額は、2024年3月27日開催の第61期定時株主総会において付議いたします賞与支給予定額です。業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容、当該業績指標を選択した理由及び業績連動報酬等の額の算定方法は、「ア. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載の通りであります。なお、当該業績指標に関する実績は、「連結損益計算書」に記載のとおりであります。
3. 株式報酬は、当事業年度における取締役6名への役員株式給付引当金繰入額として費用処理した金額です。
4. 退職慰労金は、当事業年度に役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した金額です。
5. 取締役の基本報酬（固定報酬）の額は、2021年3月26日開催の第58期定時株主総会において年額220,000千円以内（うち社外取締役分18,000千円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は1名）です。  
また、上記報酬とは別枠で、2016年3月29日開催の第53期定時株主総会において、取締役に対して、株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」の導入を決議いただいております。当該信託による当社株式の取得の原資として、対象期間（3事業年度）ごとに17,000千円を上限とした資金を拠出する旨、決議を頂いております。当該株主総会決議に係る取締役の員数は6名です。
6. 監査役の基本報酬（固定報酬）の額は、2016年3月29日開催の第53期定時株主総会において年額40,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の員数は4名です。

#### ④ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役櫻井しのぶ氏は、三重大学名誉教授及び順天堂大学大学院医療看護学研究科教授であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役階戸照雄氏は、日本大学大学院総合社会情報研究科の特任教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役白日光氏は、さくら共同法律事務所のパートナー弁護士であります。当社はさくら共同法律事務所の他のパートナー弁護士と法律顧問に関する契約を締結しておりますが、同氏との取引関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

	主な活動状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 櫻井 しのぶ	当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席いたしました。大学院・大学の教授として、公衆衛生看護学等の専門的な幅広い知識と見識を生かして、品質管理に関する会議等の出席会議において質問、意見等発言を適宜行っております。また、取締役会において、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 階戸 照雄	当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席し、また監査役会8回全てに出席し、取締役会及び監査役会において大学院教授としての幅広い知識と見識を生かして議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 白 日光	当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席し、また監査役会8回全てに出席し、弁護士としての専門的な見地から、取締役会及び監査役会において、適法性・妥当性等の議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第30条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

### (3) 会計監査人の状況

#### ① 会計監査人の名称

監査法人A & Aパートナーズ

#### ② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,250千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,250千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の子会社であるSIAM KOKEN LTD. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額及び株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、比率については四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	負 債 の 部
科 目 金 額	科 目 金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>流 動 負 債</b>
現金及び預金	買掛金
受取手形	短期借入金
電子記録債権	1年内返済予定の長期借入金
売掛金	未払金
商品及び製品	未払費用
仕掛品	未払法人税等
原材料及び貯蔵品	賞与引当金
その他	役員賞与引当金
<b>固 定 資 産</b>	そ の 他
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>固 定 負 債</b>
建物及び構築物	長期借入金
機械装置及び運搬具	役員退職慰労引当金
土地	株式給付引当金
リース資産	役員株式給付引当金
建設仮勘定	資産除去債務
その他	リース債務
<b>無 形 固 定 資 産</b>	そ の 他
リース資産	
その他	
<b>投資その他の資産</b>	<b>負 債 合 計</b>
投資有価証券	
繰延税金資産	
役員に対する保険積立金	
その他	
貸倒引当金	
	<b>純 資 産 の 部</b>
	<b>株 主 資 本</b>
	資 本 金
	資 本 剰 余 金
	利 益 剰 余 金
	自 己 株 式
	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額
	その他有価証券評価差額金
	繰延ヘッジ損益
	為替換算調整勘定
	<b>純 資 産 合 計</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>



# 連結損益計算書

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		10,587,126
売上原価		5,747,446
売上総利益		4,839,680
販売費及び一般管理費		3,832,057
営業利益		1,007,623
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,499	
受取手数料	13,472	
受取出向料	1,726	
為替差益	4,516	
その他の	7,532	31,747
営業外費用		
支払利息	45,764	
その他の	14,581	60,346
経常利益		979,024
特別損失		
固定資産除売却損	130	130
税金等調整前当期純利益		978,894
法人税、住民税及び事業税	240,153	
法人税等調整額	37,614	277,768
当期純利益		701,125
親会社株主に帰属する当期純利益		701,125

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>9,026,586</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,229,707</b>
現金及び預金	2,492,000	買掛金	294,384
受取手形	501,672	短期借入金	1,425,000
電子記録債権	1,507,071	1年内返済予定の長期借入金	1,394,000
売掛金	2,275,080	未払金	166,126
商品及び製品	687,681	未払費用	208,351
仕掛品	476,326	未払法人税等	84,930
材料及び貯蔵品	986,927	賞与引当金	377,000
関係会社未収入金	20,775	役員賞与引当金	48,000
その他	79,049	その他	231,914
<b>固 定 資 産</b>	<b>11,249,338</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>4,142,240</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>9,151,816</b>	長期借入金	3,170,000
建物	2,570,755	役員退職慰労引当金	796,700
構築物	127,881	株式給付引当金	102,493
機械及び装置	374,639	役員株式給付引当金	37,016
車両運搬具	75	資産除去債務	17,040
工具、器具及び備品	105,550	リース債務	8,048
土地	5,837,557	その他	10,942
リース資産	77,589	<b>負 債 合 計</b>	<b>8,371,948</b>
建設仮勘定	57,766	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>38,816</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>11,860,105</b>
特許	10,018	資 本 金	674,265
電話加入権	9,423	資 本 剰 余 金	549,779
ソフトウェア	15,180	資 本 準 備 金	527,936
リース資産	3,137	その他資本剰余金	21,843
その他	1,057	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>10,915,143</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>2,058,705</b>	利 益 準 備 金	168,566
投資有価証券	119,424	その他利益剰余金	10,746,576
関係会社株式	472,087	別 途 積 立 金	9,686,000
繰延税金資産	501,710	圧縮記帳積立金	17,234
役員に対する保険積立金	871,589	繰越利益剰余金	1,043,342
その他	97,893	<b>自 己 株 式</b>	<b>△279,082</b>
貸倒引当金	△4,000	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>43,871</b>
		その他有価証券評価差額金	49,305
		繰延ヘッジ損益	△5,434
<b>資 産 合 計</b>	<b>20,275,924</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>11,903,976</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>20,275,924</b>

# 損益計算書

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,587,126
売上原価	5,897,947
売上総利益	4,689,179
販売費及び一般管理費	3,726,962
営業利益	962,216
営業外収益	
受取利息	17
受取配当金	3,867
受取手数料	13,472
経営指導料	23,488
その他の	9,238
営業外費用	
支払利息	45,764
為替差損	3,983
その他の	14,581
経常利益	947,972
特別損失	
固定資産除売却損	130
税引前当期純利益	947,842
法人税、住民税及び事業税	240,153
法人税等調整額	31,122
当期純利益	676,565

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年2月21日

興研株式会社  
取締役会 御中

監査法人 A&Aパートナーズ  
東京都中央区  
指定社員 公認会計士 木間 久幸  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 伊藤 宏美  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、興研株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、興研株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年2月21日

興 研 株 式 会 社  
取締役会 御中

監 査 法 人 A & A パートナーズ

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 木 間 久 幸  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 伊 藤 宏 美  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、興研株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書

類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第61期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人A & Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人A & Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月26日

興 研 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役	秋	山	俊	雄	印
常勤監査役	伊	藤	善	博	印
社外監査役	階	戸	照	雄	印
社外監査役	白	日	光	印	

以上



# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、安定的な配当の維持及び向上を図ることを基本方針としております。

内部留保金につきましては、より一層の経営基盤強化のため、新技術・新製品の研究開発活動及び設備投資等に有効活用し、将来の継続的發展を図って参ります。

このような方針に基づき、当事業年度の剰余金の処分につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開の動向や収益・財務状況の推移を総合的に勘案いたしまして、期末配当及びその他剰余金の処分を以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、当社では従来は普通配当額を1株当たり25円としておりましたが、10円増額し35円といたしました。

### 1. 期末配当に関する事項

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき普通配当35円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、176,047,725円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年3月28日といたしたいと存じます。

### 2. その他剰余金の処分に関する事項

#### (1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 500,000,000円

#### (2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

## 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社の株式の数	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
1	<p>酒井 眞 一 (1941年8月22日) 591,000株</p>	<p>1981年1月 当社代表取締役社長 2003年3月 当社代表取締役会長（現任） 2006年5月 社団法人日本保安用品協会（現、公益社団法人日本保安用品協会）会長 2015年4月 一般財団法人酒井CHS振興財団（現、公益財団法人酒井CHS振興財団）評議員（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 酒井眞一氏は、1981年に代表取締役社長に就任以降、高い知見とその強力なリーダーシップにより当社の発展に貢献して参りました。会長に就任以降も卓越した知識と経験により当社グループを牽引して参りました。 これらの豊富な経験と実績を踏まえ、引き続きその知見と経験を当社グループの経営に活かしてもらいたく、取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社の株式の数	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
2	村川 勉 <small>むら かわ つとむ</small> (1966年1月8日) 10,800株	1989年4月 当社入社 1999年9月 当社品質保証室長 2002年3月 当社所沢テクノヤード所長 2008年3月 当社執行役員所沢テクノヤード所長兼海外ディビジョンマネージャー 2010年3月 当社常務取締役技術本部担当兼海外ディビジョンマネージャー 2013年7月 当社専務取締役技術本部担当兼海外ディビジョンマネージャー 2014年1月 当社専務取締役技術本部担当 2014年3月 当社代表取締役社長技術本部担当(現任) 2015年4月 一般財団法人酒井CHS振興財団(現、公益財団法人酒井CHS振興財団) 理事(現任)
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 村川勉氏は、入社以来、技術部門、品質保証部門、製造部門及びマーケティング部門を歴任し、取締役就任以降は技術本部担当取締役として、2014年からは代表取締役社長として幅広い知見と判断力に基づく強いリーダーシップにより、当社グループの経営に尽力して参りました。 これらの豊富な経験と実績を踏まえ、当社グループにおける成長と発展を支えるために引き続き職責を担うべく取締役候補者として選任をお願いするものであります。		
3	堀口 展也 <small>ほり ぐち のぶ や</small> (1958年8月28日) 20,600株	1982年4月 当社入社 1998年3月 当社安全衛生ディビジョンマネージャー 2008年3月 当社執行役員安全衛生ディビジョンマネージャー 2010年3月 当社常務取締役製造本部担当 2012年11月 SIAM KOKEN LTD.取締役社長(現任) 2013年7月 当社専務取締役製造本部担当 2014年3月 当社代表取締役副社長製造本部担当(現任)
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 堀口展也氏は、入社以来、技術部門、マーケティング部門、製造部門での職務歴任による豊富な経験と幅広い知見があり、製造部門統括の取締役として経営に尽力して参りました。また、海外生産子会社SIAM KOKEN LTD.の取締役社長を兼務し、その立ち上げにも尽力しております。 これらの豊富な経験と実績を踏まえ、当社グループにおける成長と発展を支えるために必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。		

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社の株式の数	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
4	村 松 光 二 (1956年2月21日) 18,200株	1978年4月 株式会社富士銀行(現、株式会社みずほ銀行) 入行 2002年4月 株式会社みずほ銀行本郷通支店長 2004年2月 同行大阪公務部長 2006年2月 当社出向 2006年3月 当社管理本部長 2007年3月 当社入社 2007年3月 当社常務取締役管理本部長 2008年3月 当社常務取締役管理本部担当 2014年3月 当社専務取締役管理本部担当兼マーケティング本部担当 2015年3月 当社専務取締役マーケティング本部担当(現任)
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            村松光二氏は、金融機関において支店長、部長職を歴任するなど、豊富な経験と卓越した知見を有しており、当社取締役就任以降は管理部門統括、マーケティング部門統括の取締役として経営に尽力して参りました。            これらの豊富な経験と実績を踏まえ、当社グループにおける成長と発展を支えるために必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>		
5	田 中 文 和 (1957年2月22日) 7,500株	1981年4月 当社入社 1996年10月 当社ライフセーフティディビジョンマネージャー 2003年10月 当社西日本ブロック部長 2008年3月 当社執行役員西日本ブロック部長 2008年4月 当社執行役員営業統括部長兼東日本第2ブロック部長 2011年4月 当社執行役員営業本部副本部長兼営業統括部長 2012年3月 当社常務取締役営業本部担当 2014年3月 当社専務取締役営業本部担当(現任)
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            田中文和氏は、入社以来、マーケティング部門、営業部門での長年にわたる豊富な経験と幅広い知見を有しており、営業部門統括の取締役として経営に尽力して参りました。            これらの豊富な経験と実績を踏まえ、当社グループにおける成長と発展を支えるために必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社の株式の数	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
6	<p>井 端 秀 明 (1962年12月7日) 2,500株</p>	<p>1986年4月 株式会社富士銀行(現、株式会社みずほ銀行) 入行 2006年5月 株式会社みずほ銀行上尾支店長 2010年3月 同行支店業務第7部長 2011年6月 同行東京中央支店長 2014年6月 当社出向管理本部副本部長 2015年3月 当社常務取締役管理本部担当(現任)</p>
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 井端秀明氏は、金融機関において支店長、部長職を歴任するなど、豊富な経験と卓越した知見を有しており、当社取締役就任以降は、当社グループの財務、管理、経営企画などを総括する取締役として経営に尽力して参りました。 これらの豊富な経験と実績を踏まえ、当社グループにおける成長と発展を支えるために必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>		
7	<p>長 坂 利 明 (1959年10月16日) 9,100株</p>	<p>1982年4月 当社入社 2000年3月 当社所沢テクノヤード所長 2002年3月 当社狭山テクノヤード所長 2007年2月 当社コンプライアンス室長 2008年3月 当社執行役員コンプライアンス室長 2008年11月 当社執行役員コンプライアンス室長兼安全環境管理室長 2009年8月 当社執行役員経理部長 2014年3月 当社取締役経理部長(現任)</p>
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 長坂利明氏は、入社以来、製造部門、コンプライアンス担当などを歴任し、豊富な経験と幅広い知見を有しております。それらを活かし経理部門担当の取締役として経営に尽力して参りました。 これらの豊富な経験と実績を踏まえ、当社グループにおける成長と発展を支えるために必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社の株式の数	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
8	酒井宏之 <small>さか い ひろ ゆき</small> (1943年5月23日) 559,400株	1986年3月 当社常務取締役 1992年3月 当社代表取締役専務取締役営業本部長 1998年3月 当社代表取締役副社長営業本部長 2003年3月 当社代表取締役社長 2014年3月 当社取締役相談役(現任) 2015年4月 一般財団法人酒井CHS振興財団(現、公益財団法人酒井CHS振興財団)理事(現任)
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 酒井宏之氏は、取締役就任以降、営業部門の統括を経て、2003年に代表取締役社長に就任し、以降11年間にわたり当社を牽引し、当社の発展に尽力して参りました。 これらの豊富な経験と実績による卓越した知見は、当社グループの今後の成長と発展を支えるために不可欠と判断し、引き続き経営に尽力していただきたく、取締役候補者として選任をお願いするものであります。	
9	櫻井しのぶ <small>さくら い のぶ</small> (1961年5月10日) 一株 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外取締役</div>	2004年4月 三重大学医学部看護学科教授 2004年4月 三重大学大学院医学系研究科看護学専攻教授 2011年9月 三重大学名誉教授(現任) 2011年9月 順天堂大学医療看護学部看護学科教授 2011年9月 順天堂大学大学院医療看護学研究科教授(現任) 2014年4月 順天堂大学スポーツ健康科学部健康学科教授 2017年3月 当社社外取締役(現任)
	<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 櫻井しのぶ氏は公衆衛生看護、地域看護学を研究する大学院・大学教授として高い知見と経験を有しており、引き続き研究者及び教育者としての専門的な見識と経験を当社経営体制の強化に活かしていただくことを期待しております。また、同氏は取締役就任以降、適切にその職責を果たしていると判断しますので、引き続き、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。 なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で直接会社の経営に関与した経験は有りませんが、上記の理由により、当社グループの社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し選任をお願いするものであります。	

- (注) 1. 取締役候補者酒井眞一氏、酒井宏之氏と当社との間には本社ビル賃貸借等の取引関係があります。
2. その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 櫻井しのぶ氏は、社外取締役候補者であります。
4. 櫻井しのぶ氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
5. 当社は、櫻井しのぶ氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再選が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、櫻井しのぶ氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同証券取引所に届け出ております。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結を予定しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社のすべての役員（取締役及び監査役）とし、保険料は全額当社が負担します。被保険者が役員としての業務に起因して、損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金及び訴訟費用等を補うものです。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。取締役候補者が選任され、就任した場合は当該保険の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時において同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 役員賞与支給の件

当事業年度の業績等を勘案し、当事業年度末時点の取締役9名に対し、総額46,400千円(うち社外取締役1名に対し1,200千円)の役員賞与を支給いたしたいと存じます。

なお、当社では取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を事業報告18～19ページに記載の通り定めており、本議案は当該方針に沿うものであり、本議案の内容は相当であるものと判断しております。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区九段北四丁目2番25号

アルカディア市ヶ谷(私学会館) 5階 穂高

電話 (03) 3261-9921 (大代表)



交通 JR中央・総武線(各駅停車) 市ヶ谷駅より徒歩2分

東京メトロ有楽町線・南北線 市ヶ谷駅(1出口・A1エレベーター)より徒歩2分

都営地下鉄新宿線 市ヶ谷駅(1出口・A1エレベーター・A4出口)より徒歩2分



見やすく読みまぢがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。